

2. 実務家を中心とした研究会での発表（具体的に記す）
 3. 学術雑誌への掲載（具体的に記す）
 4. その他（具体的に記す）
- 三 専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物（二号に掲げるものを除く）
1. 著書等が研究書、教科書及び参考書等で引用（具体的に記す）
 2. 著書が書評等で紹介（具体的に記す）
 3. データベース等が多くの人に利用された（具体的に記す）
 4. その他（具体的に記す）
- 四 授業科目の成績
1. 講義・演習等の成果に対する評価が80点以上
 2. その他（具体的に記す）
- 五 研究又は教育に係る補助業務の実績
1. リサーチアシスタントとして研究活動に著しく貢献（具体的に記す）
 2. ティーチングアシスタントとして教育活動に著しく貢献（具体的に記す）
 3. その他（具体的に記す）
- 六 社会貢献活動の実績
1. 国際文化交流活動の実績（具体的に記す）
 2. 国際協力活動の実績（具体的に記す）
 3. アートマネジメント活動の実績（具体的に記す）
 4. その他（具体的に記す）

以 上

学習院女子大学カウンセリングルーム規程

- 第1条** 学習院女子大学（以下「本学」という。）にカウンセリングルームを置く。
- 第2条** カウンセリングルームは、本学学生及び学習院関係者が当面する各種の個人問題についての相談に応じ、有意義な生活を送ることができるよう助力することを目的とする。
- 第3条** カウンセリングルームは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
- 一 個人の修学上及び生活上の問題についての相談
 - 二 実情に即した相談を行う上に必要な各種のテストおよび調査
 - 三 その他講演会、研究会の開催等、目的達成のために必要と思われる活動
- 第4条** カウンセリングルームは、室長、カウンセラー、職員をもって構成する。
- 第5条** 室長は、1名とし、本学専任教員の中から学長が委嘱する。
- 2 室長は、カウンセリングルームの管理・運営を統括するほか、必要に応じて学生等の一般的相談に当たる。
 - 3 室長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条** カウンセラーは、若干名とし、室長が学の内外を問わず適任と認めた者を第8条に定める委

員会の議を経て推薦し、学長が委嘱する。

- 2 カウンセラーは、学生等の相談内容によりその専門分野から相談に応じる。
- 3 カウンセラーの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 職員は本学の事務統括部職員の兼任とし、その職務内容については別に定める。

第8条 カウンセリングルームにカウンセリングルーム運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の委員をもって構成する。
 - 一 室長
 - 二 学生部長
 - 三 各学科から選出された1名
- 3 委員長は室長がこれにあたる。
- 4 委員（第2項第1号をのぞく）の任期は、2年とする。

第9条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

- 一 カウンセリングルーム運営の基本方針
- 二 カウンセリングルームの予算に関する事項
- 三 カウンセラー候補者の選出に関する事項
- 四 その他カウンセリングルームの運営に必要と認められる重要事項
- 五 学長が諮問した事項

第10条 委員会は、委員長が年2回以上招集してこれを開き、議長には委員長が当たる。

- 2 委員会は構成員の過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数によって決定する。
- 3 委員は、必要に応じて学生等の一般的相談に当たる。

第11条 カウンセリングルーム関係者は、その身分を有する間はもとより、その身分を離れた後であっても、その職務上知りえた秘密を外部に漏らしてはならない。ただし、室長は、当該学生等について次の各号のいずれかに該当するものと認めたときは、最小限度の情報を必要に応じて外部に提供することができる。

- 一 他に危害を及ぼすおそれがある場合
- 二 自傷、自殺のおそれがある場合
- 三 その他前各号に準じる重大な理由がある場合

第12条 室長は、委員会に年次毎の活動概況を報告するものとする。

第13条 この規程の改正は、委員会の議を経て教授会が行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月28日から施行する。

学習院身体障害者支援給付援助金細則

(平成17年4月1日施行)

改正 平成18年4月1日 平成22年4月1日
平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、学習院奨学基金規程第6条に基づき、学校法人学習院（以下「本院」という。）の設置する学校の正規の課程に在籍する学生、生徒、児童及び園児（以下「学生・生徒等」という。）のうち、身体に障害を持つ学生・生徒等及び在籍中に支援が必要となる事由が発生した学生・生徒等に対して、学校生活を支援するための援助金の給付に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 有資格者は、次の各号に掲げる者のうち、学校生活において支援を必要とする者とする。

- 一 障害者認定を受けている学生・生徒等
- 二 在籍中に支援が必要となる事由が発生した学生・生徒等

2 援助金の給付の対象となる障害の程度については、別に定める。

(申請)

第3条 この援助金の給付を希望する者（以下「援助金希望者」という。）は、所定の申請用紙に必要書類を添えて、次の各号に定める部課に提出しなければならない。

- 一 本院大学（大学院及び法科大学院を含む。）の学生 大学学生課
- 二 本院女子大学（女子大学大学院を含む。）の学生 女子大学学生部
- 三 本院高等科、女子高等科、中等科、女子中等科、初等科及び幼稚園（以下「各科」という。）の生徒、児童及び園児 各科事務室

2 援助金の申請は、本院の各学校在籍中、毎年度申請することができる。

(決定)

第4条 援助生の選考は、各学校において、別に定める方法により行い、院長へ推薦する。

2 院長は、前項の推薦に基づき、援助生を決定する。

(援助生の定数)

第5条 援助生の定数は、次のとおりとする。

- 一 本院大学（大学院及び法科大学院を含む。）の学生 計10名程度
- 二 本院女子大学（女子大学大学院を含む。）の学生 計5名程度
- 三 各科の生徒、児童及び園児 計5名程度

(援助金の給付)

第6条 給付金額は、援助生1名につき、1年間50万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、本院大学（大学院及び法科大学院を含む。）及び本院女子大学（女子大学大学院を含む。）にあつては、特に必要と認められる場合には、次年度の給付額を申請年度に充当することができる。ただし、本措置は2年間連続して申請することはできない。

3 援助金は、申請者が指定する口座に振り込むことにより給付する。

(援助生の資格取消)

第7条 援助金の給付期間中に援助生が、次の各号の一に該当する場合は、受給資格を取り消し、援助金の全額又は一部を返還させることがある。

- 一 学則により懲戒又は除籍の処分を受けた場合
- 二 退学又は休学の場合
- 三 障害の程度が改善し、援助金の給付が不要となった場合

(他の奨学金との関係)

第8条 本院は、この細則に基づく援助生が、学内外の他の奨学金奨学生を兼ねることを妨げない。

(担当部課)

第9条 この援助金の給付に係る事務は、大学学生課、女子大学学生部及び各科事務室が担当する。

(改正)

第10条 この細則の改正は、科長会議の議を経て院長が行う。

2 この細則の改正に係る事務は、総合企画部企画課が行う。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

学習院身体障害者支援給付援助金の対象者の選考に関する女子大学内規

(平成17年4月1日施行)

第1条 この内規は学習院身体障害者支援給付援助金細則第4条に基づき、女子大学（女子大学大学院を含む）における学習院身体障害者支援給付援助金を給付する対象者（以下「援助生」という。）の選考に関する事項を定める。

第2条 援助金の給付を希望する学生から、学習院身体障害者支援給付援助金の申請があった場合は、学生委員会にて援助生の選考を行なう。

第3条 女子大学長は、学生委員会の選考結果を受け援助生として院長に推薦する。

第4条 この内規の改正は、学生委員会の議を経るものとする。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

学習院女子大学における 身体等に障害のある学生への支援に関する規程

(平成28年6月23日施行)

(趣旨)

第1条 この規程は、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、学習院女子大学（以下「本学」という。）への入学希望者のうち障害のあるもの及び本学に在学する身体等に障害のある学生（大学院学生を含む。以下「障害のある者」という。）に対し、入学試験、教育及び学生生活における支援を積極的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「障害のある者」とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、発達障害等の障害があるため、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、本学がその必要性を認めたものをいう。